11 保育料・副食費

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部を負担していただきます。副食費は、給食を提供するための食材費等に充てられるものです。このことについて十分御理解いただき、必ず納付いただきますようお願いします。

1 クラス年齢ごとの負担について

詳細はHPへ

(1)0～2歳児クラス：保育料

保護者の収入状況等に応じて、次節の表をもとに金額を決定します。
0～2歳児クラスにおける主食費、副食費は保育料に含まれています。

(2)3～5歳児クラス：副食費

3～5歳児クラスは保育料が無償となりますが、副食費が必要です。
副食費の額は施設によって異なりますので、各保育施設にご確認ください。

2 保育料・副食費の決定方法について

保育料は、児童と同一世帯に属する者の市町村民税をもとに決定します。原則として、父母が保育料算定対象者ですが、条件により祖父母等も対象となります。算定対象者の詳細については、[4.注意点]をご確認ください。
算定に用いる市町村民税所得割額は、算定対象者の市町村民税額の合計によって決定します。
また、[配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等]を適用する前の金額を用います。

＜保育料 徴収月額基準表＞

階層区分	市町村民税の課税状況等		保育料 0～2歳児クラス 標準時間	保育料 0～2歳児クラス 短時間
A	生活保護世帯等[※1]		0	0
B	非課税世帯		0	0
C1	均等割のみ課税		13,000	12,300
C2	市町村民税所得割額	48,600 円 未満	17,100	16,160
D1	市町村民税所得割額	48,600 円 以上 60,700 円 未満	19,200	18,150
D2	市町村民税所得割額	60,700 円 以上 71,600 円 未満	21,900	20,700
D3	市町村民税所得割額	71,600 円 以上 83,700 円 未満	25,900	24,500
D4	市町村民税所得割額	83,700 円 以上 97,000 円 未満	30,000	28,350
D5	市町村民税所得割額	97,000 円 以上 108,400 円 未満	32,800	31,000
D6	市町村民税所得割額	108,400 円 以上 123,300 円 未満	36,700	34,700
D7	市町村民税所得割額	123,300 円 以上 145,000 円 未満	40,600	38,360
D8	市町村民税所得割額	145,000 円 以上 169,000 円 未満	44,500	42,000
D9	市町村民税所得割額	169,000 円 以上 190,300 円 未満	50,000	47,250
D10	市町村民税所得割額	190,300 円 以上 222,300 円 未満	54,000	51,030
D11	市町村民税所得割額	222,300 円 以上 301,000 円 未満	58,500	55,300
D12	市町村民税所得割額	301,000 円 以上 397,000 円 未満	60,300	57,000
D13	市町村民税所得割額	397,000 円 以上	64,000	60,480

【月額／円】

＜副食費 徴収基準表＞

保育所利用(2号認定)の場合

市町村民税所得割額	副食費 3～5歳児クラス
57,700 円 未満	免除
57,700 円 以上	徴収

幼稚園利用(1号認定)の場合

市町村民税所得割額	副食費 3～5歳児クラス
77,101 円 未満	免除
77,101 円 以上	徴収

[※1] ・生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)
・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

3 軽減制度について

(1)多子軽減

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合について、保育料と副食費の軽減措置があります。
これを多子軽減といいます。上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。
なお、上の子の通う施設によっては、在園証明書等の提出が必要になる場合があります。

＜多子軽減の適用表＞

保育認定	市町村民税所得割額	対象となる上の子	在園証明書の提出	対象児童の保育料		対象児童の副食費	
				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
保育所利用 2号認定 3号認定	57,700円未満	父母と同一生計の子ども全て	不要	半額 (10円未満切上)	0円	免除	免除
	57,700円以上	施設[※2]に在籍する就学前児童のみ	通所施設により**必要**	半額 (10円未満切上)	0円	徴収	免除
幼稚園利用 1号認定	77,101円未満	多子軽減の有無にかかわらず、第1子から免除					
	77,101円以上	小学校1～3年生及び、施設[※2]に在籍する就学前児童	通所施設により**必要**	—	—	徴収	免除

[※2] 多子軽減の対象施設及び在園証明書の一覧表

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**不要**	多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が**必要**
○保育所　○認定こども園 ○幼稚園　○地域型保育事業所 ○企業主導型保育事業所	○特別支援学校幼稚部　○児童発達支援 ○医療型児童発達支援　○居宅訪問型児童発達支援 ○児童心理治療施設

(2)ひとり親世帯／障がいのある人がいる世帯等の軽減

ひとり親世帯[※3] 又は、障害者手帳等を所持している世帯[※4] 又は、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯の保育料は【徴収月額基準表[特例]】により決定します。また、副食費は徴収免除となります。

[※3] 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

[※4]「児童と同一世帯員」について、次のいずれかの状況に該当する世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯

＜保育料等 徴収月額基準表[特例]＞

階層区分	市町村民税の課税状況等			保育料 0～2歳児クラス 標準時間	保育料 0～2歳児クラス 短時間
A	生活保護世帯等[※1]			0	0
B	非課税世帯			0	0
C1	均等割のみ課税			5,800	5,500
C2	市町村民税所得割額		48,600円未満	6,200	5,900
D1	市町村民税所得割額	48,600円以上	60,700円未満	6,700	6,400
D2	市町村民税所得割額	60,700円以上	71,600円未満	7,200	6,800
D3	市町村民税所得割額	71,600円以上	77,101円未満	7,700	7,300

【月額／円】

77,101円以上の場合は、通常の徴収月額基準表をもとに決定します。

ひとり親世帯[※3] 又は、障害者手帳等を所持している世帯[※4]の多子軽減については、保育所的利用の場合のみ、条件や軽減内容が異なります。

保育認定	市町村民税所得割額	対象となる上の子	在園証明書の提出	対象児童の保育料		対象児童の副食費	
				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
2号認定 3号認定	77,101円未満	父母と同一生計の子ども全て	不要	0円	0円	免除	免除

4 注意点

(1)保育料等の決定に用いる市町村民税の参照年度について

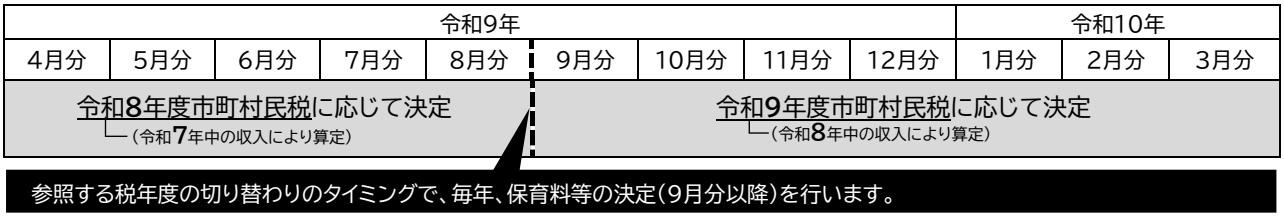

(2)課税状況が確認できない方の保育料等について

確定申告をしていない等により市町村民税額の確認ができなかった場合は、保育料は「D13 階層(最高額)」、副食費は「徴収」にて仮決定いたします。年度内に限り、必要書類を提出いただければ再計算します。

(3)月中途に入所・退所した場合の保育料等について

保育実施の有無等(日・祝等)を考慮して、日割り計算となります。なお、退所せずに保育所等を欠席した場合等は、利用の有無にかかわらず所定の保育料がかかりますのでご注意ください。

(4)算定対象者について

保育料は、児童と同一世帯に属する者の市町村民税をもとに決定します。この同一世帯は、必ずしも住民票上の世帯員のみとは限りません。父母の収入状況[※5]に応じて、祖父母や未婚のパートナー等の同居人、単身赴任者、親元を離れて暮らす子ども等を含むことがあります。

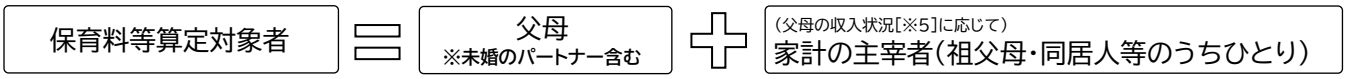

[※5]父母(ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか一人)の収入の合計額が基準額(月額10万円(年額 120 万円))未満であり、かつ、祖父母等と同居している場合、扶養の状況等を考慮し、祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者一人を「家計の主宰者」として「保育料等算定対象者」に加え、保育料を決定します。

保育料等の算定対象に祖父母等が含まれていても、父母の収入の増額等により平均収入月額が継続的に10万円を超えるようになったときは、保育料等の算定対象から祖父母等を外すことができる場合があります。状況により異なりますので、まずは保育課までお問い合わせください。

5 支払い方法

(1)保育料等の納付先について

保育料等の納付先は、利用する施設に応じて次のとおりです。以下では、「東広島市」へ納付する場合の説明を記載しています。「各保育施設」は、直接保育施設への納付となりますので、各施設にお問い合わせください。

	公立		私立		
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園	小規模保育事業
保育料	東広島市	東広島市	東広島市	各保育施設	各保育施設
副食費	東広島市	東広島市	各保育施設	各保育施設	なし
広域利用(他市町村)	他市町村の自治体	他市町村の自治体	東広島市	各保育施設	各保育施設

(2)東広島市への納付方法について

保育料及び副食費の納付は、口座振替を原則としています。振替日に残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替は実施しません。振替日以降に送付される「督促状(兼納付書)」を金融機関の窓口に持参し納付していただくことになります。

(3)口座振替申込み方法

・提出書類:保育所(園)保育料口座振替依頼書(以下、「口座振替依頼書」という。)
・提 出 先:直接、「口座振替依頼書」に記入した金融機関の窓口に提出

口座振替依頼書は、入所決定後に各保育施設で配布します。口座振替依頼書をご提出いただいてから、口座振替の手続きが完了するまでに最大 2 か月程度かかる場合があります。
きょうだいで入所される場合は、引落口座を同一口座にしていただきますようお願いします。
既に口座登録済みのきょうだいがいる場合は、その登録口座から保育料等を引き落とします。
ただし、東広島市が 1 年以上にわたり保育料または副食費の引落しを行っていない口座については、保護者からのご連絡がない限り、引落しを行うことができません。該当する場合は、新たに金融機関窓口で口座振替の申込みを行うか、きょうだいの登録済み口座を利用するかについて、保育課までご連絡ください。

(4)口座振替日(納期限)について

口座振替日は対象月の末日です。末日が土日祝日などの金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日になります。

期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)
4月分	令和9年 4月30日	8月分	令和9年 8月31日	12月分	令和10年 1月 5日
5月分	令和9年 5月 31日	9月分	令和9年 9月30日	1月分	令和10年 1月31日
6月分	令和9年 6月30日	10月分	令和9年11月 1日	2月分	令和10年 2月29日
7月分	令和9年 8月 2日	11月分	令和9年11月30日	3月分	令和10年 3月31日

(5)保育料等が滞納になった場合について

保育料等に滞納があり、なお継続的な納付が困難である場合は、「児童手当に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書」に基づき、児童手当を保育料等に充当します。詳しくは、保育課までお問い合わせください。

督促状(兼納付書)記載の期日までに保育料等の納付がない場合、次のような対応を取る場合があります。

・自宅及び勤務先への電話・訪問
・勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査
・差押(預金・給与・生命保険・不動産等)の滞納処分

なお、保育料等を滞納した期間に応じて延滞金がかかる場合があります。

6 保育料等の変更・減免について

(1)保育料等の変更について

次のような場合には、保育料等が変更となることがありますので、保育課にご相談ください。
書類が保育課に到着した翌月の保育料等決定時に変更を行います。原則として年度を超える保育料等の変更は行わず、年度末までに到着したものが有効です。

なお、市による調査等により世帯状況の変更などが判明した場合は、変更内容に応じて遡って保育料等を再算定し、差額分を徴収することがあります。変更が生じた際は、速やかに保育課にご相談ください。

〇世帯状況に変更があった場合
・離婚した/離婚を前提とした別居を始めた/配偶者が亡くなった ・結婚した/未届だが同居を始めた
・祖父母等と同居/別居を始めた ・祖父母の扶養に入った等で家計の主宰者が変わった
・生活保護の受給開始/保護廃止となった ・世帯員の障害者手帳等の所持状況が変わった

〇所得税・市町村民税額に変更があった場合
・その年度の 12 月末日までに市民税課や税務署へ修正申告を行った ・住民税額の変更通知があった

(2)保育料の減免について

児童の属する世帯が、火災・風水害等の災害その他特別の事情により、納付が困難であると認められる場合には、申請により保育料が減免される場合があります。詳しくは保育課にお問い合わせください。